平成２１年（フ）第７１０号
堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁21番６号
破産者　ナカムラトランスポート株式会社
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第４８０号
兵庫県宝塚市栄町２丁目１番１号ソリオ３502―２号、商業登記簿上の本店所在地兵庫県宝塚市栄町２丁目１番１号E1406号
破産者　日本セルフーズ株式会社
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９０８号
香川県高松市田町２番地５
破産者　有限会社リアル・ハイプ
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５６号
徳島県板野郡上板町七條字門田57番地19
破産者　有限会社マルヨシ建設
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８号
佐賀県佐賀市富士町大字下熊川642番地
破産者　株式会社今泉組
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島446番地６
破産者　有限会社アイ・コンセプト
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６８号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志1427番地１
破産者　有限会社オートテムス
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１３１７号
熊本市新生２丁目30番２―105号
破産者　有限会社サンウェルス
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２０号
福島県いわき市内郷高坂町四方木田145番１
破産者　株式会社アンデスインテック
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１２１号
福島県いわき市内郷高坂町四方木田145番地の１
破産者　株式会社インテック
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２９号
千葉県館山市船形1151番地
破産者　鈴木　修一
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第３１号
千葉県館山市船形1151番地
破産者　鈴木たけ子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成１９年（フ）第７８２号
東京都町田市玉川学園８丁目９番４号
破産者　株式会社ケイ・ワイ建設
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１９年（フ）第７８３号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目67番８号
破産者　横井　一夫
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４７５号
東京都府中市宮西町２丁目８番地の４
破産者　有限会社アソシエイツアワズ
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４７６号
東京都府中市宮西町２丁目８番地の４松村ハイツ204
破産者　粟津原敏正
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３４１７号
横浜市金沢区西柴３丁目11番18号
破産者　株式会社小林創建
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３１号
新潟市中央区南出来島１丁目19番１号
破産者　オリオン印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１８６号
富山市今泉40番地の２
破産者　株式会社サンザワールド
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８５号
石川県加賀市片山津温泉ア99番地２
破産者　芝辰観光株式会社
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第４７１号
岐阜県郡上市明宝畑佐271番地
破産者　株式会社二村組
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３７４号
静岡県浜松市西区舘山寺町279番地
破産者　株式会社芳泉閣
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５２１号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2669・2670番地合併の１
破産者　株式会社浜名湖観光ホテル
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係